

入札広告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成24年1月6日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
しまなみ今治管理センター所長 大江 慎一

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 来島海峡大橋送水管添架工事
- (2) 工事場所 自) 愛媛県今治市吉海町棕名 (K P 4 8. 6) から
至) 愛媛県今治市砂場町 (K P 5 2. 6) まで
- (3) 工事内容 本工事は、来島海峡第一大橋、来島海峡第二大橋、馬島高架橋、来島海峡
第三大橋及び来島海峡大橋南高架橋への送水管添架工事を行うものである。
- (4) 工事概算数量 本工事の概算数量は、以下のとおりである。
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 送水管（補強高密度ポリエチレン管Φ300） | 約 3,400m |
| 送水管（ステンレス管Φ300） | 約 800m |
| 送水管支持架台 | 約 1,400 基 |
| 桁端貫通部開口補強工 | 約 20 箇所 |
| 送水管乗り越え架台 | 約 70 基 |
| 既設管理路改修工 | 約 10 箇所 |
| 漏水対策工 | 一式 |
- (5) 工期 契約締結の日の翌日から平成25年9月30日まで
- (6) その他 本工事は、入札時に技術資料作成要領及び設計図書等に参考として示した
図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事的物、
施工方法及び仮設備計画に関する技術提案（以下「VE提案」という。）を
求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価
落札方式の工事である。

2. 競争参加資格確認申請書の作成及び提出に関する事項

- (1) 申請書等の提出
入札参加希望者は、技術資料及び企業結合確認資料を添付した競争参加資格確認申請書
（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 申請書等の作成
技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとし、企業結合確認資料は、企業結
合確認資料作成要領に基づき作成するものとする。
- (3) 申請書等の入手方法
入札参加希望者は、技術資料作成要領、企業結合確認資料作成要領及び、入札広告の写し、
契約書案、入札及び見積り手引き、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書
等」という。）を入札広告の日から平成24年2月6日（月）までの土曜日・日曜日・祝日
を除く毎日午前10時から午後4時まで、下記の場所においてCD-Rにより無料で入手で
きる。

本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ今治管理センター 総務課
(住所) 〒794-0072 愛媛県今治市山路751番地2
(電話番号) 0898-23-7250 (代表)

(4) VE提案資料の提出

本工事のVE提案資料の提出にあたって、技術資料作成要領及び設計図書等に参考として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示したVE提案資料を提出すること。VE提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、その旨を技術提案資料に記載すること。また、VE提案を提出せずに標準案に基づいて施工しようとする場合には、その旨をVE提案資料に記載すること。

(5) 申請書等及びVE提案資料の提出期間及び場所

申請書等及びVE提案資料の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

- ①提出期間 平成24年1月6日(金)から平成24年2月6日(月)までの土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
- ②提出場所 (3)に同じ。郵送又は、電送は受け付けない。
- ③申請書等及びVE提案資料の確認

受付時に単純な記入漏れ又は、記載ミスがないかどうかを確認する場合があるため、提出する資料について内容を理解し、説明できる者が持参すること。

3. 競争参加資格

I. 当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 次の各号の一に該当しない者であること。

- ①水道施設工事及び鋼構造物工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。))第1の1に規定する審査基準日が入札及び開札の日の1年7月前の日以降のものに限る。)を受けていない者
- ②契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)及び破産者で復権を得ない者
- ③本四会社の過去2年以内において次の(イ)から(チ)までの一に該当したと認められる者
 - (イ) 契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - (ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ニ) 監督又は検査の実施にあたり、社員の職務の執行を妨げた者
 - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ヘ) 本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - (ト) その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - (チ) (イ)から(ト)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人・支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- ④経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 本州四国連絡高速道路株式会社平成23・24事業年度工事競争参加有資格者(以下「有資格者」という。)のうち次の(ア)及び(イ)に示す全ての資格要件を満たす者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）であること。

（ア）「管工事」の認定を受け、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく「水道施設工事」に係る国土交通大臣又は知事の許可を受けている者

（イ）「鋼橋上部工工事」の認定を受け、「A等級」に格付けされている者

（3）入札広告の前年度から起算して過去5年間（平成18年度以降）の本四会社における当該工種の工事成績の平均点が65点未満でないこと。（本四会社における当該工種の工実績がない者は65点とする。）

（4）記1.（1）に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（5）申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「全地域」において、指名停止を受けていないこと。

（6）施工実績

平成8年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績について本四会社が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第5条第2項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事のa)及びb)を必要とする。

a) 水道管（φ300mm以上）を敷設した工事

b) 鋼橋上部工工事または鋼構造物工事

なお、a)及びb)の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

（7）配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

（ア）主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

（イ）監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（ウ）主任（監理）技術者が、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

（エ）同種工事の経験

現場代理人又は主任（監理）技術者のいずれかが、平成8年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること。ただし、経験について本四会社が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事（下記a)及びb)を必要とする。）

- a) 水道管を敷設した工事
- b) 鋼橋上部工工事または鋼構造物工事

なお、a) 及び b) の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一の技術者が有しなくてもよい。

(8) VE提案の採否

VE提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知にあわせて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、VE提案による競争参加資格確認を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、VE提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

II. 競争参加資格の確認については、上記Iに定めるところによる。なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、競争への影響をみるべき企業結合の関係があるものとみなし、それらを対象に抽選を行うことにより、企業結合の関係があるとみなされた者同士が競争参加しないよう確認結果を通知するものとする。

- (1) 入札参加希望者間に、発行済株式総数の100分の50を超過する株式所有関係がある場合、または出資の総額の100分の50を超過する出資関係がある場合
- (2) 入札参加希望者間に、取締役（非常勤取締役を含む。ただし、社外取締役は除く。）の兼任関係がある場合

4. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（記3.の要求要件を満たし、入札参加できる場合に付与する点数）に最大30点の加算点（入札参加希望者が提出したVE提案書の評価結果に応じて付与する点数）を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

- ① 評価項目：送水管の性能・機能、施工上の配慮、安全対策等に関する事項を評価項目とする。
- ② 評価指標：上記の評価項目を達成するため「大伸縮部の円滑な伸縮機能の確保の工夫」、「送水管接続箇所品質管理上の工夫」、「橋梁本体の加工箇所等の耐久性向上のための工夫」、「送水管敷設時の損傷防止の工夫」、「高所作業時の安全対策」及び「これら以外の本工事に関する技術提案」を評価指標とする。

(3) VE提案項目

- ① 大伸縮装置部での円滑な伸縮機能を確認するための工夫
- ② 送水管の接続箇所からの漏水を防止するための品質管理上の工夫
- ③ 橋梁本体の加工箇所（排水孔含む）及び取付部の耐久性向上のための工夫
- ④ 施工時における送水管と橋梁本体の損傷防止対策に関する工夫
- ⑤ 足場の設置撤去を含む高所作業時の安全対策
- ⑥ 上記以外の本工事に関する技術的提案（ただし、送水管の材質・製作長さ・敷設経路及び添架重量が変更となる提案は除く。）

(4) 評価及び落札者の決定方法

入札参加者のVE提案による評価項目（評価指標）を評価し、

評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

の最も高い者を落札者となるべき者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

は、予定価格の制限の範囲内で発注者の決める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

①入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②V E 提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

(5) 評価点の付与の方法

記3. の要件を満たしていれば標準点の100点を付与するものとする。また、加算点を最大30点とし、加算点の評価方法は次のとおりとする。

記4. の(3)①、②及び⑥については、V E 提案項目毎に評価し、6点/3点/0点の加算点を付与するものとする。

記4. の(3)③~⑤については、V E 提案項目毎に評価し、4点/2点/0点の加算点を付与するものとする。

(6) (4)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) V E 提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評点を最大10点減点する。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

5. 入札執行の日時及び場所等

①開札日時：平成24年3月19日(月)14時00分

②場 所：記2.(3)の会議室

③方 法：持参すること。

6. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記3. I (7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

7. その他

(1) 提出された申請書等は、返却しない。

(2) 手続きに関する問い合わせ先は、記2.(3)に同じ。

(3) 記3. I (2)に掲げる工事等競争参加資格の認定を受けていない者も記2.(5)により申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(4) 申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。

また、競争参加資格の確認を受けていない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(5) 入札者の故意又は、重大な過失により入札書が無効になった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講ずることがある。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(7) 契約書作成の要否 要。

なお、本四会社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約に
よることができる。

(詳細は、弊社ホームページ <http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html> による。)

以 上

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社

しまなみ今治管理センター所長 大江 慎一 殿

業者コード（注 1）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

平成 2 4 年 1 月 6 日付けで入札広告のありました来島海峡大橋送水管添架工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 技術資料（V E 提案資料を含む）
2. 企業結合確認資料

注 1） 業者コードは、本州四国連絡高速道路株式会社より送付された「平成 2 3 ・ 2 4 事業年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」に記載されているコード番号を記載してください。